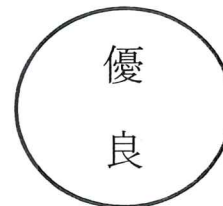




HPダウンロード版

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 長野県松本市大字笹賀7170番地3  
氏名 株式会社エコロジカル・サポート  
代表取締役 村井 連峰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。



松本市長 臥雲 義尚

許可の年月日 令和3年11月28日

許可の有効年月日 令和10年11月27日

1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を含む。）する特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 感染性産業廃棄物
- ・ 廃水銀等
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 燃え殻（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 松本市大字笹賀7170番地3  
種類 廃油（揮発油類、灯油類又は軽油類）  
面積 3.25 m<sup>2</sup>  
保管上限 6.0 m<sup>3</sup>  
高さ上限 1.85 m

所在地 松本市大字笹賀7170番地3  
種類 廃油（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃水銀等、汚泥（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）  
面積 1.08 m<sup>2</sup>  
保管上限 2.0 m<sup>3</sup>  
高さ上限 1.85 m

所在地 松本市大字笹賀7170番地3

種類 感染性産業廃棄物

面積 4.88 m<sup>2</sup>

保管上限 9.0 m<sup>3</sup>

高さ上限 1.85 m

所在地 松本市大字笹賀7170番地3

種類 廃石綿等、ばいじん(別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(別表に記載の有害物質(1,4-ジオキサンを除く。))を含むことのみにより有害なものに限る。)

面積 1.08 m<sup>2</sup>

保管上限 2.0 m<sup>3</sup>

高さ上限 1.85 m

所在地 松本市波田字扇子田66番19

種類 廃油(揮発油類、灯油類又は軽油類)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)、廃石綿等、ばいじん(別表に記載の有害物質(1,4-ジオキサンを除く。))を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(別表に記載の有害物質(1,4-ジオキサンを除く。))を含むことのみにより有害なものに限る。)

面積 9.6 m<sup>2</sup>

保管上限 24.0 m<sup>3</sup>

高さ上限 2.5 m

所在地 松本市波田字扇子田66番19

種類 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別表に記載の有害物質(1,4-ジオキサンを除く。))を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は別表に記載の有害物質(1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を除く。))を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は別表に記載の有害物質(1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を除く。))を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(別表に記載の有害物質(1,4-ジオキサンを除く。))を含むことのみにより有害なものに限る。)

面積 1.50 m<sup>2</sup>

保管上限 3.75 m<sup>3</sup>

高さ上限 2.5 m

3 許可の条件 な し

4 許可の更新又は変更の状況

- ・平成14年11月28日 新規許可
- ・令和3年11月28日 更新許可

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)



別表

	鉍 さい	ば い じ ん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 ア ル カ リ
水銀又はその化合物	—	○	△	△	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	○	○	△	○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	○	△	○	○	○
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○
六価クロム化合物	—	○	○	△	○	○	○
砒素又はその化合物	—	○	○	△	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○
PCB	△	△	△	△	—	—	—
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○
チウラム	△	△	△	△	○	○	○
シマジン	△	△	△	△	○	○	○
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	○	○	△	○	○	○
1,4-ジオキサン	△	○	△	○	○	○	○
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○

・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。